

室 報



(国連女性差別撤廃条約第63会期(日本政府審査) ロビー活動&傍聴団JNNC*一同@ジュネーブ国連本部)

*JNNC(日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク):女性差別撤廃条約を日本の政策に反映することを目的に活動している約40団体からなるネットワーク。JNNCは、63会期の会期前作業部会に向けてレポートを提出すると同時に、課題リストについても加盟団体NGOからの最新の情報と求める勧告を内容とするレポートを2016年はじめに提出。現地ジュネーブでのロビー活動には80名が参加。 <http://www.jaiwr.org/jnnc/>

◀目次▶

「障害女性がジュネーブに飛んだ!草の根の声を国連へ
—女性差別撤廃委員会日本審査を通じて—」 …… 2

デートDVの防止に向けて
—ジェンダーの視点から暴力を読み解く—
…………… 5

最近の全同教研究大会に見る社会同和教育
の現状…………… 7

書評『朝鮮における戦時「国語常用」
政策下の「毎日新報」』…………… 9

新研究員紹介 …… 10

「障害女性がジュネーブに飛んだ!草の根の声を国連へ

—女性差別撤廃委員会日本審査を通じて—

加納 恵子

筆者も当事者として所属する「DPI女性障害者ネットワーク」(以下DPI女性ネット)の紹介から始めよう。私たちは、1986年に障害女性の自立促進と優生保護法の撤廃を目指して運動をスタートし、現在では障害女性に関する法律や制度、施策のあり方をめぐる国内外の課題に幅広く取り組み情報発信をしている。

さてDPI女性ネットは、本審査にさきがけて昨年7月の予備審査に初めて2名をジュネーブに派遣した。現地NGOのサポートのおかげもあって、事前質問票に障害女性に関する質問を4つも盛り込むことができた。こうして勢いを得た私たちは、本審査に派遣団(介助/通訳者を含む11人)を送ることにしたのである。訴えのポイントは次の4点である。

1

女性×障害
自分らしくありのままに
いきる社会にしたい★

五位澗真美
(脳性まひ)



2

障害者問題にこそ、
“ジェンダー統計”の
活用を!

吉田仁美
(聴覚障害)



3

ジュネーブから変える
日本の施策
そしてつながる、
世界の障害女性

佐々木貞子
(視覚障害)



4

私が輝く!
みんなが輝く!
私たちが行くことに
意義がある!

藤原久美子
(視覚障害・
1型糖尿病)



① 障害女性の参画を一私たちぬぎに私たちのことを決めないで

障害女性の意見を施策に反映させるため、障害者にかかわる委員会や審議会は過半数を障害当事者及び関係者とした上で、障害者の少なくとも3割は女性とすること、同様に女性政策に

関わる委員にも障害女性の参画をと訴えた。

② ジェンダー統計の整備

障害女性の実態を分析し政策に反映させていくためには、根拠となる障害者基礎調査の枠組みにジェンダー統計を盛り込むことが不可欠である。特に遅れている雇用分野をはじめ、教育、

健康、暴力などすべての領域に実証データが求められている。

③ あらゆるサービスへのアクセス保障

障害女性が非障害女性と同等に地域生活を実現していくためには、例えば医療や生活場面での同性介助、妊娠・出産・子育てに関する合理的配慮といった性別に配慮したサービスの提供が必要である。いまだに結婚差別の事例や出産に際して医師や親から中絶を強要される事例が後を絶たない。

④ 障害女性への性的被害・暴力・虐待への対策

DPI女性ネットの複合差別実態調査(2012)では、35%の障害女性が性的被害を被っているというショッキングな結果が報告された。職場で上司から、学校で教師から、福祉施設で介助者から、家庭内で親族からの被害である。密室性と上下の力関係のなかで、被害を受けながら

も声に出しづらい状況がある。一方、自治体のDV相談窓口や公的シェルターからは障害女性の利用は想定外で利用が大きく制限されている。関係機関と担当職員への人権啓発研修を求めた。

派遣メンバーは、おそろいのTシャツで士気を高め自らのつらい経験を開陳しつつ、準備資料を解説した。かくして、私たちの草の根の声は、JNNC(日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク)プライベートミーティングの会場で、あるいは休憩時間にカフェで、各国の委員に届けられ彼/女らの心を動かした。実際、政府答弁に対して障害女性に言及した鋭い質問が相次ぎ、委員たちの障害女性の人権問題を主流化したいという熱意がこちらにも伝わってきて活動への大きな励みとなった。

国連でのロビイング



女性差別撤廃委員会の日本政府審査に向けて女性差別撤廃委員の写真左のツォウ委員(中国:ラポーター)、シュルツ委員(スイス:社会参画)、グベデマ委員(ガーナ:暴力)、写真右のブルーン委員(フィンランド:雇用)、ジャハン委員(バングラデシュ:教育)、ビメンテル委員(ブラジル:法律家→障害児の中絶)と個別面談。

しかしながら、喜んでばかりもいられない。この経験を生かし、今後よりいっそう障害女性の「複合差別」実態を可視化する必要がある。複合差別は、差別の「足し算」ではなく「掛け算」に、その差別解消の手段、方法、プロセスを複雑化する。このやっかいなメカニズムを実証的に解明し有効な対策を提言していくには、同様の複合差別問題を共有するマイノリティ

女性運動との連帯が不可欠であろう。そしてマイノリティ女性運動は、女性全体の運動におけるメインストリーム化を目指さなければならない。実は、今回「SOSHIREN・女(わたし)のからだから」とともに、リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する論文「過去の強制不妊手術への謝罪と補償」を訴えたが、現状認識に大きな隔たりを感じた。つまり女性差別撤廃委員

会（CEDAW）は、女性の中絶の権利を擁護する「pro-choice（選択賛成）派」ではあるが、残念ながら「anti-eugenic（反優生思想）」への理解は十分とはいえない。ブラジルの委員からは障害胎児の中絶合法化を求める質問も出た。中絶を許さないカトリック国のブラジルは、ジカ熱による小頭症新生児の問題で女性のリプロダクティブ・ヘルス&ライツとしての中絶する権利に「胎児条項」を入れようとするのである。DPI女性ネットは、女性の権利とともに選別される命のアドボケーターとして「pro-choice」と「anti-eugenic」を同時に訴えていかなければならない。一方で、「SOSHIREN・女（わたし）の

からだから」とともに訴えた「過去の強制不妊手術への謝罪と補償」には、多くの委員の理解が得られた。一歩前進である。今後もDPI女性ネットは他団体と協力して粘り強く反差別運動に取り組んでいきたいと思う。

こうした架橋的タスクへの理解は一筋縄ではないだろうが、しかし逆にこうした取り組みが異なる条約体の連携（この場合CEDAWとCRPD（障害者権利委員会））を促す建設的対話につながるのである。2020年の障害者権利条約日本政府審査に向けてDPI女性ネットが、国連人権条約間の連携に貢献していくことができたと思う。（社会学部教授）



IMADRオフィスのあるビルのカフェで国連障害者問題特別報告官カタリーナさんと

デートDVの防止に向けて

ージェンダーの視点から暴力を読み解くー

(4月29(金)10:40～12:10 第1学舎 E401教室)

多賀 太

内閣府の「男女間における暴力に関する調査（平成26年度調査）」によれば、日本では、約15%の人が交際相手から暴力の被害を受けたことがあり、そのうちの5人に1人が命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある。本学でも、DV（ドメスティック・バイオレンス）を扱った授業の後で受講生から寄せられた感想文の中には、必ずといってよいほど自身や友人のデートDV経験に触れたものが含まれており、本学学生にとっても親密な関係における暴力は身近で重大な問題となっている。

そこでこの度、本研究室ジェンダー研究班の研究員がリレー形式で担当する全学共通教育科目「ジェンダーで読み解く戦争」の1コマを、2016年度春期人権啓発行事に充て、親密な関係における暴力が生じる背景を理解し、暴力をなくしていくために何ができるのかを考える機会とした。ゲスト・スピーカーには、ちょうどこの時期に来日が決まっていたカナダのマイケル・カウフマン氏を迎えた。

カウフマン氏は、1980～90年代の英語圏においてジェンダー視点からの男性研究を牽引した研究者の1人であり、女性に対する暴力撲滅に男性主体で取り組む世界的啓発運動「ホワイトリボンキャンペーン」の設立において中心的役割を果たすなど、ジェンダー平等を目指す活動で国際的に活躍する実践家でもある。現在は、



ゲスト講師のマイケル・カウフマン氏

国連傘下の各種機関や、世界各国の行政機関、NGO、企業、組合、大学や学校などと連携し、男性と少年がジェンダー平等促進の担い手になるよう、彼らの生き方に変化をもたらす様々なアプローチを提唱している。

講演でカウフマン氏は、女性から男性への暴力や男性同士の暴力の問題に触れながらも、特に多くの暴力が男性から女性に振るわれていることの問題を指摘し、男性を女性に対する暴力に向かわせている社会的背景について、Pで始まる7つのキーワードを用いて明快に語った。

男性が女性に行使用する権力は、社会的に称賛されたり権力を行使できたりする地位を男性がほぼ独占する「家父長制」を背景とした権力（patriarchal power）である。そうした社会で育つ中で、男性たちは、男であれば女性に対して支配的にふるまって当然であるという特権意識（privilege & entitlement）を形成し、それが女性に対する暴力を生む一因となっている。そうした男性たちの特権意識は、社会からの「承認」（permission）によって与えられ、維持されている。

ただし、われわれの社会は、男性に対して、そうした特権を承認すると同時に、「強くあれ」「弱さを見せるな」といった抑圧的な「男らしさ」の期待を向けており、そうした期待に応えられない男性はからかいやいじめや暴力の対象となる。これが「男らしさのパラドックス」（paradox of manhood）である。こうして男性は、常に強くあるうとして、男らしさの「精神的な鎧」（psychic armor）を身にまとい、感情を表に出さず内にため込もうとするようになる。そして、これ以上感情を抑えきれなくなると、「圧力鍋」（pressure cooker）が爆発するように暴力をふるってしまう。男性たちの暴力は、決して生まれつきのもではなく、こうした「過去の経験」（past experiences）から体得された

ものなのである。

こうした分析をふまえて、カウフマン氏は、男性による暴力をなくす取り組みをするうえで、2つの点を強調した。1つは、男性に欠如しがちな共感能力を高めていくことである。生育過程で「精神的な鎧」をまとってきた男性たちは、暴力を振るわれる相手の側の痛みに関感する能力が欠如している。他者への高い共感能力を必要とする子育てに男性が参加することは、共感能力を高める最も有効なトレーニングの1つだという。もう1つは、ポジティブなメッセージの重要性である。暴力は決して許されないが、人間は、一方的に責められると、耳を塞いだり、逃げ出したり、逆にますます抵抗したりするものだ。特に、男性を変容させるうえでは、「暴力を振るわない男になろう」「暴力のない社会はすばらしい」といったポジティブなメッセージが有効だという。

さて、女性に対する暴力撲滅の運動は、かつてはほぼ女性によって担われてきた。しかし、1991年にカウフマン氏を含む3人の男性によってカナダで始められたホワイトトリボンキャンペーンは、これを男性が主体となって男性に広げていこうとする点で独自性を持ち、今や世界70カ国ほどに広がっているという。多くの男性は、実際には女性に暴力を振るわないが、女性に対する暴力の問題を自分の問題ではなく「加害者と被害者の私的な問題」とみなし、そのことに沈黙したままである。「沈黙」は暴力の持続を容認することである。暴力を振るわない男性

が暴力を振るう男性の代わりに罪を背負う必要はないが、暴力を振るわない男性にも、女性に対する暴力をなくすために声を上げる責任があるのではないか。男性に求められてきた「強さ」を、暴力を振るうためではなく、暴力に反対する声を上げるために使おう。そんな男性たちの信念がこの運動を支えている、とカウフマン氏は語った。

連休初日の祝日授業日にもかかわらず、本科目受講生に加えて他の学生や教職員など一般参加者も多数訪れ、約400名収容の教室の席の大半が埋まるほどの大盛況だった。終了後には受講者からたくさんの感想文が寄せられた。「デートDVについては高校までに学ぶ機会があったが、デートDVがなぜ起こるのかについて今回のように突き詰めて考えたことはなかった」「男性の暴力性は生まれつきのものだと思っていたが、それが幼少期からの育てられ方や環境によるものであり、女性もその一部を支えていることがわかった」といった記述からもうかがえるように、受講生たちはそれぞれに本行事を通して多くの学びと気づきを得られたようであった。

(文学部教授)

注) 世界と日本におけるホワイトトリボンキャンペーンの動きについては、多賀太・伊藤公雄・安藤哲也『男性の非暴力宣言—ホワイトトリボン・キャンペーン』岩波書店、2015年を参照いただきたい。



多くの学生や教職員で埋め尽くされた会場

最近の全同教研究大会に見る社会同和教育の現状

住田 一郎

1965年8月の「同和对策審議会答申」には、「実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。(中略)このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化である」と指摘されていた。答申の基調は国および国民による加害責任を追及するものとなっていた。しかし、私は地域での部落解放運動に参加しながら、この「きわだって低い教育文化水準」の克服を部落民自らが主体的に担うべき課題だと受け止めてきた。この克服は他者である「国民の加害者責任」を追及するだけでは、決して克服できる課題ではない。被差別部落地域の教育力を高める営みも、行政による条件整備や教職員・隣保館職員・公民館職員等による援助が必要不可欠であるとしても、彼らの援助に「おんぶにだっこ」だけでは、被差別部落住民自身に教育力は付かないのである。

この事実は、私が30年来参加しつづけてきた全同教大会社会教育分科会レポートの内容にも大きくかかわっていた。「特措法」終結以前のレポートからは被差別部落住民の顔や声は何えるものが数多く含まれていた。悲惨な被差別部落のイメージや実態を克服する試みとして、各地の被差別部落では様々の階層が集会所に集い話し合いや勉強会が隣保館職員や学校教職員の援

助によって開催されていた。その結果が、生き生きとしたレポートに反映されていた。ところが、2002年度以降のレポートには地域での報告が著しく減少した。翌年の第55回福岡・北九州大会では被差別部落での実践を報告するレポートは一本もなくなった。レポートの多くは部落出身者でない行政職員・保健婦・保育士・教職員等の報告に代わっていた。もちろん、被差別部落出身者によるレポートも提出されていたが、ほとんど個人の実践に基づくものであった。全体として、「特措法」実施による被差別部落の現状を明らかにし、今後の課題を提起するレポートはほとんど見られなかった。

私は「特措法」終結後の部落問題解決にとって、被差別部落内外の交流を通じた相互理解が不可欠であると考えている。

過去4年(2012年～2015年)の社会教育第4分科会第3分散会には計20本のレポートが提出されている。うち部落住民によるレポートは8本(一大会2本)であった。「特措法」終結以前の研究大会には毎回10数本のレポートが提出され、うち8、9割が被差別地域からの報告であったことを考えると昔日の感がある。ただ、これらのレポートの多くが隣保館・公民館職員や教職員によって下支えされていた事実を見逃してはならない。「きわだって低い教育文化水準」に置かれてきた当時の被差別部落の状況を考えるなら、彼らの援助はむしろ当然であったとも言える。問題はその援助が被差別部落住民には、彼ら自身の「加害者責任」を果たすものとして当然視し、比喩的に言うなら、「神輿を作り、担ぐのは彼ら援助者であって、被差別部落住民はその上に乗るだけの活動」を長年続けてきたところにあった。それゆえ、「特措法」終結によって援助が得られなくなるとともに部落内での「自主的」な文化学習(地域の教育力を高める)活動が停滞することになってしまった。例外的に、指導者が部落内で確保できる和太鼓の練習・演



長野大会全体会場

奏活動は各地で幅広く続けられている。

具体的に2015年度長野大会第3分散会の様子を見てみよう。レポート数は計6本であった。最初は、「聴覚障害を克服するための自己努力が際立つ」レポートであり、「特措法」後の被差別部落民にとっても学ぶべき「自己努力」の課題が報告された。2本目は、山陰地方の一職員によるハンセン病治癒者を療養所から出身地に受け入れるための努力をまとめたレポートだった。3本目4本目は小中学校における学力保障についてであった。前者は「朝勉&朝弁」の取り組みで、朝勉（早朝学習）に来る中学生の中に朝食をとらずに来る生徒の多さに驚いたPTAの役員らがボランティアで朝食を準備する報告だった。このレポートにも部落問題は全く扱われていない。質問で、朝勉に通っている生徒の中に部落出身の生徒はいるのですかと聞くと、一人いますとの返事があっただけ。報告者からも校区での被差別部落の状況は明らかにされなかった。後者の新潟県からのレポートは多くの地域で実施されてきた補充学級についてであった。通っている児童は地区の子が2人、地区外の子が2人だ。子どもの親たちは部落だから補充学級があると、子どもには話してほしくないらしい。実施主体の学校側も部落問題には一切触れず、実施の趣旨も子どもたちには話していない。部落問題を顕在化させない同和教育実践からいったい何を子どもたちに身に着けさせるのか。5本目は在日外国人教育研究会のレポートであった。各高校にばらばらに在籍する在日韓国・朝鮮人高校生が夏のサマーキャンプに集い、韓国朝鮮料理やハングル教室それにチャング教室等で民族のアイデンティティの回復を図る取

り組み報告だった。

これまで5本のレポートは直接今日の部落問題の課題を追求したものではない。これらの課題が重要でないと考えているわけではないが、なぜこの時期に部落問題そのものの課題が組上に上らないのかとのいら立ちはあった。

最後にさいたま市から第3分散会唯一の被差別部落からの報告があった。「寝た子を起こすな」との考えが強い少数部落に、同和事業によって1987年に会館が建設された。2001年に増改築された会館の協力員（臨時職員）として働く女性によるレポートだった。彼女は会館の職員に応募者がなかったので52歳で教員をやめて就職した。もともと千葉出身で部落出身者でなかったが、教育現場での部落問題学習や狭山事件への取り組みを通して、部落出身の男性と母親の反対を押し切って結婚し、この部落に二人で住み始めた。就職した彼女は地域の人びとから会館が決して部落の地にあると匂わさないでほしいとくぎを刺されたようだ。同和対策事業を受けながら部落を名乗ることを拒否する状況が、今日の部落差別問題の解決にとってここでも大きなハードルとなっている。彼女はバイタリティのある女性で、積極的に周辺地域の人びとに日常的に会館に集ってもらいゆっくりと交流を深める場所づくりを試みている。また、地域の学校との連携を図り、会館で文化祭をはじめ様々なイベントを開催し、部落内外の交流を進めている。しかし、部落問題を真正面から取り組むにはこの地域ではまだまだ時間がかかるとも語っていた。彼女の報告内容は今日、多くの被差別部落住民が直面している課題そのものである。この報告で私は安堵した。各地で直面している部落差別問題解決の課題も部落内外の現実と真摯に向き合えば見えてくるものなのだ。

今日の部落差別問題解決には、「隠蔽と暴露の共犯関係」（畑中敏之の提起）の克服が求められている。特に、被差別部落住民が果たすべき当事者責任は大きい。被差別部落民によるカムアウトが求められているに違いない。

（委嘱研究員）

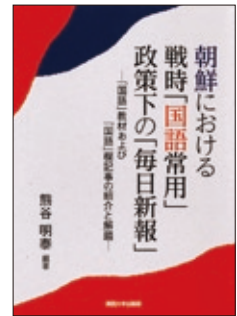


社会教育第3分散会会場

書評

『朝鮮における戦時「国語常用」 政策下の「毎日新報」』

—「国語」教材および「国語」欄記事の紹介と解題—
(熊谷明泰編著、関西大学出版部)



(A5判、846頁)

評者：高 明均

本書は、朝鮮語版の朝鮮総督府機関紙「毎日新報」に1939年7月から1944年10月まで掲載された日本語による記事、「国語」(=日本語)学習用教材、コラムなどを「国語」欄と総称して、網羅的に収録し、解題が付された重厚な資料集である。

「毎日新報」は植民地時代の全期間を通じて発行され続けた朝鮮語による日刊新聞としては唯一のものだっただけに、史料的价值が高いものと評価されている。朝鮮では日本語の普及が低調であったため、朝鮮語によるラジオ放送(京城放送局)とともに「毎日新報」は敗戦直後まで朝鮮人向け官製メディアとして維持されていた。

太平洋戦争の戦況悪化に伴い、朝鮮における徴兵制実施を閣議決定されると(1942年5月8日)、朝鮮における「国語」普及、「国語」常用政策は一段と強化された。当時、国家総動員体制を支えた官主導の国民総力朝鮮聯盟は、「諺文(=朝鮮語)新聞に国語欄を設けること」を指示し、1942年7月から「毎日新報」に「国語毎新」と題した紙面が掲載されはじめるなど、「国語」欄が拡大された。

本書は、「国語」欄に連載された「国語講座」、「国語教室」、「キョーノベンキョー」「けふのべんきょう」、「国語ノチカミチ」、「ケフノオケイコ」など、朝鮮語訳が併記された「国語」学習用教材を全て収録している。当時、学校教育で朝鮮語科目が全廃され、学校内では朝鮮語で話すことすら禁じられていた。そんな時代に朝鮮語との対訳形式で掲載された「国語」学習教材は、朝鮮人の子どもたちにとっては、朝鮮語の正書法や標準語彙を身につける機会ともなっていただろう。「毎日新報」の編集者たち

は、同胞の子どもたちのそんな姿を思い描きながら紙面づくりに精出していたにちがいない。従来、朝鮮総督府発行「国語」教科書の研究はなされてきたが、日々の移り変わりを反映した「毎日新報」掲載の「国語」教材についての分析は今後の課題といえる。

また、「今日のつとめ」、「敢闘生活」、「玉碎生活」、「かちいくさ」、「せんちん」、「必勝」などの連載コラムからは、アジア・太平洋戦争に総動員するため、メディアが日々朝鮮民衆に対して何を如何に訴えかけていたかを如実に知ることができる。「一どはかならず 死ななければならない。してみれば 死んでかひある 死にかたを しなければならない」(「敢闘生活」、1943年9月21日)などと「一死報国」を迫り、陸軍特別志願兵への志願をためらう朝鮮青年に向けて「みなさんを ひけふものとして まってゐる みなさんの将来を おもひ ゑがいて みてください」「さあ、最後の一日だ 学徒よ、もう考へる餘地は ないぞ」(1943年11月20日付記事)と、志願締切日の紙面でも志願を急き立てていた様子がわかる。

本書は、印刷が不鮮明な「毎日新報」影印本の「国語」欄紙面を丁寧に判読して一冊にまとめ上げたもので、朝鮮総督府がマスメディアを通じて「国語」普及を図った様相を解明するうえで、欠くことのできない資料集である。

(外国語学部教授)

新研究員紹介



村島 健司

2016年度より、委嘱研究員として人権・民族問題研究班に参加させていただくことになりました。専門は社会学で、これまでは、「戦争や災害など既存の

秩序をも揺るがす現象が発生した後、社会はどのように復興していくのか」という問題について、主に台湾をフィールドに研究を続けてきました。また近年では、台湾だけでなく中国雲南省や各地の華僑コミュニティなど、広く中華圏の周縁部を横断するような事例にも関心を持っています。

台湾では、災害が発生すると宗教団体がいち早く被災地に駆け付け、独自の支援活動を実施します。その支援活動は慰霊や被災者の心のケアのような宗教的なものとどまらず、仮設・復興住宅の建設など、日本では国家が担うと考えられている大規模かつ「公共的」なものにまで及びます。私は仏教団体への参与観察を通して、このように宗教が災害復興で大きな役割を果たす要因について、台湾社会で住民の「生」を保障してきたのは誰かという観点から、宗教団体による社会的支援を国家による社会保障政策と対比させながら考察してきました。

その際、キーワードとなったのが民族問題でした。台

湾社会は各先住民族を基盤としながらも、住民の大半は異なる時代に異なる地域から移り住んできた人びとにより構成される移民社会です。人口の9割以上を占めるのは漢族ですが、同じ漢族でも移住時期や出身地域によって、それぞれ異なるエスニックグループを形成してきたと考えられています。そして、戦後の独裁政権下では、政治・経済的資源が、各エスニックグループに不平等に分配される構造が生み出されてきました。経済については社会保障がその最たる例で、戦後の台湾社会には、国家による生の保障を受けることのできない層が存在していたのです。そして、それらの人びとの生を保障しながら興隆を果たしてきたのが宗教団体でした。災害後の社会も同様で、すべての住民が国家による生の保障を受けることのできない空間において、それらを宗教団体が担ってきたのです。

ところが最近の事例では、宗教団体を中心とする災害復興支援が、今度は先住民族を中心とする被災者との間で葛藤を生み出すことになります。漢族を中心とする宗教団体による復興支援が、先住民族の文化を考慮することなく進められたからです。私が参与観察している仏教団体も大きな批判を浴び、自らの研究についても批判的に捉え直し、民族問題をより意識しながら研究を進めなければならないことを痛感しました。

今後は、人権問題研究室の諸先輩方との議論を通して、多くの学びを得ることを期待しております。

(委嘱研究員)



井谷 聡子

本年度より、人権問題研究室ジェンダー研究班に参加させて頂くことになりました。2016年度より関西大学文学部に着任し、英米文化専修を担当しています。

私は2001年に単身渡米し、オハイオ州立大学の身体活動・教育サービス学部スポーツ&レジャー学科で学士号を取得したのち、同校のスポーツ人文学科、およびヒューマン・セクシュアリティ研究で修士号を取得しました。これが私の身体学、特にスポーツとジェンダー、セクシュアリティ研究のスタート地点となりました。以来、体育やスポーツ、そしてより広い「身体文化」の中に現れるジェンダーとセクシュアリティの問題、そして人種、民族、国籍とのインターセクショナルリティに焦点を当てた研究活動を行ってきました。

オハイオ州立大学での非常勤講師を経た後、クイア理論、ポストコロニアル理論をより深く学ぶため、身体文化研究におけるクイア研究、植民地主義研究の先駆的研究をなされているヘザー・サイクス先生が教鞭を取るカナダ、トロント大学博士課程に2009年に入学しました。

世界でも有数の多様な人口を抱えるカナダ、トロント市で学んだ6年間は、私の研究の方向性だけでなく、教

育者としてのあり方にここでは書き表せないほどの大きな影響を与えました。恩師であるサイクス先生が、自らの授業と研究の中で示して下さった反抑圧的、反植民地主義的教育(anti-oppressive, anti-colonial pedagogy)、そして自己反省的、脱植民地主義的研究(self-reflexive and decolonizing research)は、私の教育・研究哲学となりました。

北米というコンテキストにおいて、日本人である私は「アジア人」として社会から周縁化され、クイアとして、日本人コミュニティ、アジア人コミュニティ内においても周縁化された存在でした。しかし、それは私が大学院に進み、大学で教鞭を取る人間であるという特権性を否定するものではありません。

本年度から、研究と教育の拠点をカナダから日本に移し、人種・民族的に社会のマジョリティとなり、これらの問いは私の教育・研究の中でますます重要なものとなります。複雑な権力のマトリックスの中で、自分のあり方が周囲にどのような影響を与えるのか、閉じこもりがちになる「アイデンティティ・ポリティクス」をどのように連帯の政治に変えていくことができるのか。今後は、関西大学人権問題研究室の皆さんから多くのことを学ばせて頂きながら、これらの課題に取り組み研究・教育活動に励みたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(文学部助教)



西川 知亨

本年度より、人権問題研究室・障害者問題研究班に参加させていただくことになりました。関西大学には、過去に千里山キャンパスで

非常勤講師として社会学系の科目を担当していたことがありますが、2015年4月に、堺キャンパスの人間健康学部の専任教員として着任いたしました。人間健康学部では、主に社会福祉系の科目を担当しております。

これまでの私の研究分野は、大きく3つに分けることができます。1つ目は、シカゴ学派社会学を通じた社会病理学・社会学史研究です。たとえば、都市社会における家族の問題について分析したE. F. フレイジアや、わが国では同心円地帯理論の提唱者として知られるE. W. パージェスの社会調査方法論を整理するなかで、社会学・社会調査方法論上の「総合的社会認識」の視点を引き出し、実証的研究の基盤を形作ることを目指してきました。2つ目の分野は、貧困対抗活動が生み出す社会的レジリエンス（柔軟に立て直す力）創発に関する研究です。貧困に対抗する社会活動について、活動が個人や社会に及ぼす影響に関する研究を行ってきました。

これら2つは、関西大学に専任教員として着

任する前から行ってきた研究ですが、関西大学人間健康学部に着任後、これら2つの研究分野に加えて、私にとって新たな研究分野が加わりました。それは、「家族福祉の社会学」という分野です。

人間健康学部で、社会福祉士養成課程の科目を担当させていただくことで、自分のそれまでの社会病理・貧困研究を、あらためて福祉的文脈で読み直し、とらえなおす機会を得ることができました。また、私事ながら、私の子どもが2歳になり、身体的な成長のみならず、言語を獲得していく過程を目の当たりにしていることは、私の研究・教育活動にとっても小さからぬ意味を持っていると考えています（今年5月には、学外の社会学および社会福祉学の研究者とともに、『〈オトコの育児〉の社会学——家族をめぐる喜びととまどい』をミネルヴァ書房より上梓いたしました）。

障害者および人権については、私自身、これまで必ずしも直接的に研究対象としてきたわけではありませんが、社会病理学、貧困、家族福祉という、私の研究してきた3つの分野と密接にかかわっています。「障害者と人権」という切り口は、障害者とその家族の福祉のみならず、様々な場面で社会的に排除されがちな人々の困難とその対策について、多くの示唆を与えるものと考えています。ご指導のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。（人間健康学部准教授）



涌井 忠昭

2016年度より人権問題研究室障害者問題研究班に参加させていただくことになりました。人間健康学部の涌井忠昭と申します。人間

健康学部では、レクリエーション支援論、福祉レクリエーション論および野外教育実習（スキー）を担当しています。人間健康研究科博士課程前期課程では、健康行動学研究および健康マネジメント研究を、博士課程後期課程ではアダプテッドスポーツ指導論特殊講義を担当しています。

2011年度に本学に着任する前は、専任として18年間、兼担として4年間の計22年間、介護福祉士教育に従事していました。大学および大学院時代の専門は「運動生理学」ですが、前述のとおり介護福祉士教育に従事してからは、特別養護老人ホームに勤務する介護職員や在宅介護者等の身体活動量および生体負担に関する研究に着手し、現在も継続して行っています。もうひとつの専門は「レクリエーション」です。その中の福祉レクリエーションの領域では、「生活を明るく、楽しく、快くする生活上の一切の行為」をレクリエーションと定義しています（垣内芳

子（1989）レクリエーション定義への提言、(財)日本レクリエーション協会編、福祉レクリエーションの実践、東京、ぎょうせい、P6)。例えば、旬の食材を用いて食事を楽しんだり、お気に入りの入浴剤で入浴を楽しむこともレクリエーションとなります。

一方、前任校時代、障害者の方、障害者施設の職員および行政の方々と共に、障害者に対する理解、障害者の生活の質の向上および障害者の社会参加の推進を目的とした「はあ〜とofふれんず」障害者の祭典」の実行委員を長く務めてきました。多い年には約700人の障害者の方が参加して下さいました。

また、本学に着任してからは、堺市障害者スポーツ大会運営委員会委員として、障害者スポーツの普及・振興に務めています。2014年度、2015年度は堺市選手団長として「全国障害者スポーツ大会」に参加しました。選手たちの一生懸命な姿は感動を与えてくれます。今年も堺市の選手団長として10月に岩手県で開催される全国大会に参加します。今後も地域で、障害者の方たちと一緒に活動していきたいと思っています。

浅学非才の身ですので、人権問題研究室に所属されている先生方から多くのことを学ばせていただき、今後の活動や教育研究に生かしたいと考えています。よろしく願いいたします。

（人間健康学部教授）

人権問題研究室 公開講座 (2016年5月～2016年11月)

回	開催日	テーマ	講師	会場・時間
85	5月27日(金)	マイナンバー制度の目的としくみ ー拡大する利用範囲ー	松井 修視 (社会学部教授)	尚文館 マルチメディア A V大教室 午後1時～ 午後2時30分
86	6月24日(金)	「ビルダーボーゲン」に見る人種・民族問題	宇佐美 幸彦 (文学部特別契約教授)	
87	10月21日(金)	女性に対する暴力をなくすために男性に何ができるか ーホワイトリボンキャンペーンの展開と課題ー	多賀 太 (文学部教授)	
88	11月18日(金)	〈関大防災DAY連携シンポジウム〉 備えあれば憂いなし ー災害に備える支えあいの仕組みづくりー(仮題) 第1部 関大の「障害のある学生支援事業ーシステムづくりと実際ー」 (学生相談・支援センター) 第2部 吹田市の「災害時要援護者支援事業ーシステムづくりと実際ー」 (吹田市)	シンポジスト 第1部 関大学生相談・支援センター 神藤 典子(グループ長) 藤原 隆宏(身体障害担当 コーディネーター) 近森 聡(精神/発達障害担当 コーディネーター) 第2部 吹田市福祉部 山内 薫(福祉総務課長) 司会進行 加納 恵子 (社会学部教授)	尚文館 マルチメディア A V大教室 午後2時40分～ 午後4時10分

人権問題研究室 合同合宿研究学習会

日程	テーマ	講師	会場
9月17日(土)～ 9月18日(日)	神戸フィールドワーク(神戸電鉄モニュメント・神戸華僑歴史博物館等) 神戸と華僑	安井 三吉(神戸大学名誉教授)	神戸華僑歴史博物館 関西大学六甲山荘

編集後記

2016年度、人権問題研究室は4名の新研究員を迎えてスタートした。今年度1号目となる今号にも様々な論考、活動報告が寄せられた。

障害者問題研究班の加納研究員からは、ジュネーブ国連本部で行われた国連女性差別撤廃条約第63期(日本審査)に赴き、ロビー活動・傍聴を行った様子が報告された。女性のなかの障害者もしくは障害者の中の女性という「複合差別」の観点から当事者の声を届けること、そのための戦略的な提案がなされている。

ジェンダー研究班の多賀研究員からは、2016年度春季人権啓発行事の報告が寄せられた。同行事では、男性研究者として、また女性に対する暴力撲滅に男性主体で取り組むというユニークな活動で世界的に知られるカナダのマイケル・カウフマン氏を迎え、DV(デートDV)の問題を中心に講演が行われた。なぜ男性から女性への暴力が多いのか、その社会的背景を明らかにするとともに、暴力をなくすためにどうすればよいのかについても語られた。

部落問題研究班の住田研究員からは、全国人権・同和教育研究大会において部落問題を取り扱った報告が激減している状況について報告され、当事者

の主体性に焦点を当てた問題提起がなされた。行政任せではなく、「部落民」自らが教育文化水準を高めていくことの重要性が述べられている。

また書評では、高研究員が、熊谷明泰編著『朝鮮における戦時「国語常用」政策下の「毎日新報」ー「国語」教材および「国語」欄記事の紹介と解題ー(2015年、関西大学出版部)を取り上げている。朝鮮総督府がマスメディアを通じて、「国語」普及を図った様子を解明する資料として貴重な文献である。

いずれの論考も研究と実践(社会活動)を通じて、社会をより人権が満たされた空間にするための試みであり、本研究室の求めるところを具体化したものである。今年度もさらなる研究、実践の深化を図っていききたい。(若槻 健)

関西大学人権問題研究室室報 第57号
2016年7月29日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06)6368-1182
FAX (06)6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>